

2025 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 **スター精密株式会社**
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 佐藤 衛
コ ー ド 番 号 7718 東証プライム
問 い 合 わ せ 先 取締役 常務執行役員 コーポレート本部長
佐藤 誠悟
TEL. 054-263-1111

会 社 名 ソルスティア株式会社
代 表 者 名 代表取締役 クリスティン・ワタナベ

ソルスティア株式会社による
スター精密株式会社（証券コード：7718）の株券等に対する公開買付けの開始
に関するお知らせ

ソルスティア株式会社は、2025 年 11 月 12 日、スター精密株式会社の普通株式及び新株予約権を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、ソルスティア株式会社（公開買付者）が、スター精密株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 11 月 12 日付「スター精密株式会社（証券コード：7718）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 ソルスティシア株式会社

代表者名 代表取締役 クリスティン・ワタナベ

スター精密株式会社（証券コード：7718）の株券等に対する

公開買付けの開始に関するお知らせ

ソルスティシア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 11 月 12 日、スター精密株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：7718、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（以下に定義します。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、Taiyo Pacific Partners L.P. が運営する投資ファンド及びそのグループ（以下、総称して「タイヨウ・パシフィック・パートナーズ」といいます。）である Taiyo Unleash Acrux Holdings, LP（以下「本ファンド」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しており、対象者の株券等を取得及び所有すること等を主たる事業目的として、2025 年 10 月 17 日に設立された株式会社です。

タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、米国ワシントン州を拠点とし、2001 年に米国デラウェア州法に基づき設立された企業の潜在力を解き放つことを目的とするグローバル投資ファンドです。日本においては 2003 年の運用開始以来 20 年を超える運用実績を誇り、本邦のエンゲージメント投資の先駆けとして、経営陣との信頼に基づく協働により、長期的な視点から持続的な企業価値の向上を目指す友好的な投資スタイルを特徴としております。

タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、革新への熱意を有する経営者・創業者と手を組み、より Great な会社へと飛躍する企業変革を共に成し遂げることをミッションとしております。そして、「ポジティブな、重要な、そして Game-changing な変革は、組織の「中」から生まれてくる」という信条に従い、柵のない外からの視点より、常に誠実な態度で、現状を問い直し、前向きな質問を投げかけることで、企業の「中」にあるアイデアやタレント、経験、技術、ノウハウといった力を共に「解き放つ」価値創造アプローチを重視しております。そのため、徹底的なボトムアップリサーチで厳選した、競争優位な独自技術・ビジネスモデルと潜在的な成長ポテンシャルを有する少数の投資先企業との徹底的な価値共創にこだわり、経営陣との積極的な対話を通じた事業内容・経営課題への深い理解に基づいた企業価値向上支援を特徴としております。日本における上場企業の非公開化案件の実績としては、ローランド株式会社を 2014 年 10 月に非公開化し、上場廃止（2014 年 10 月 27 日）前の 2014 年 3 月期と 2020 年 12 月 16 日に東京証券取引所市場第一部に再上場を果たしたのちの通年実績である 2021 年 12 月期との比較において、同社の単一セグメントである電子楽器事業（当時連結子会社であった対象者事業を除く）の売上高は 185%、EBITDA は 492%、ROIC（注 1）は 718%となる成長を果たしました。また、欧米でリーダーシップポジションのマーケットシェアを誇ると考えている産業用大判プリンタ会社であるローランド ディー・ジー・株式会社を 2024 年 9 月に非公開化し、企業価値の更なる向上に向けて伴走支援しております。日本の資本市場では、まさに「自ら運命を変えるか、他者に変えられるか」が問われる時代が訪れていると考えております。タイヨウ・パシフィック・パートナーズは、この 20 年余り、自らの意思で変革の舵を取ることを選び、より強く、偉大な企業を目指す経営者・創業者に寄り添い、組織が持つ潜在力をともに解き放ってきました。そしてこれ

からも、変わらぬ姿勢のもと、自らのビジョンを掲げて変革を選ぶ経営リーダーの資本パートナーとして、持続的な成長と価値創造をともに推進していきたいと考えております。

(注1)「ROIC」とは、Return On Invested Capital の略称で、投下資本利益率をいいます。

なお、本日現在、Taiyo Pacific Partners L.P. が投資一任契約に基づき投資権限及び議決権行使権限を有する本ファンドが対象者株式 17,304,700 株（所有割合（注2）：35.69%）を所有しております。本ファンドは、公開買付者の発行済株式の全てを所有しているため、公開買付者の特別関係者に該当します。また、Taiyo Pacific Partners L.P. は、公開買付者との間で共同して対象者株式の議決権を行使することを合意しているため、公開買付者の特別関係者に該当します。なお、公開買付者は本日時点で対象者株式を所有しておらず、本ファンド以外のタイヨウ・パシフィック・パートナーズも対象者株式を所有しておりません。

(注2)「所有割合」とは、対象者が2025年11月12日付で公表した「2025年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数(48,481,334株)に、対象者から報告を受けた2025年9月30日現在残存する本新株予約権(注3)の合計である6,240個(注4)の目的となる対象者株式の数(624,000株)を加算した株式数(49,105,334株)から、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(617,362株)を控除した株式数(48,487,972株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じです。

(注3)「本新株予約権」とは、下記①から⑬の新株予約権の総称です。

- ① 2014年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回株式報酬型新株予約権(以下「第1回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2014年6月9日から2044年6月8日まで)
- ② 2015年5月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回株式報酬型新株予約権(以下「第2回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2015年6月15日から2045年6月14日まで)
- ③ 2016年5月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回株式報酬型新株予約権(以下「第3回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年6月13日から2046年6月12日まで)
- ④ 2017年5月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回株式報酬型新株予約権(以下「第4回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年6月12日から2047年6月11日まで)
- ⑤ 2018年5月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回株式報酬型新株予約権(以下「第5回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年6月11日から2048年6月10日まで)
- ⑥ 2019年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回株式報酬型新株予約権(以下「第6回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年4月15日から2049年4月14日まで)
- ⑦ 2020年3月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回株式報酬型新株予約権(以下「第7回株式報酬型新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年4

月 13 日から 2050 年 4 月 12 日まで)

- ⑧ 2019 年 3 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 13 回通常型新株予約権 (以下「第 13 回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は 2021 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日まで)
- ⑨ 2020 年 3 月 26 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 14 回通常型新株予約権 (以下「第 14 回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は 2022 年 6 月 1 日から 2027 年 5 月 31 日まで)
- ⑩ 2021 年 3 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 15 回通常型新株予約権 (以下「第 15 回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は 2023 年 6 月 1 日から 2028 年 5 月 31 日まで)
- ⑪ 2022 年 3 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 16 回通常型新株予約権 (以下「第 16 回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は 2024 年 6 月 3 日から 2029 年 6 月 2 日まで)
- ⑫ 2023 年 3 月 23 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 17 回通常型新株予約権 (以下「第 17 回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は 2025 年 6 月 2 日から 2030 年 6 月 1 日まで)
- ⑬ 2024 年 3 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 18 回通常型新株予約権 (以下「第 18 回通常型新株予約権」といいます。)(行使期間は 2026 年 6 月 1 日から 2031 年 5 月 31 日まで)

(注 4) 対象者から 2025 年 9 月 30 日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	2025 年 9 月 30 日現在の個数(個)	目的となる対象者株式の数 (株)
第 1 回株式報酬型新株予約権	34	3,400
第 2 回株式報酬型新株予約権	25	2,500
第 3 回株式報酬型新株予約権	46	4,600
第 4 回株式報酬型新株予約権	83	8,300
第 5 回株式報酬型新株予約権	86	8,600
第 6 回株式報酬型新株予約権	151	15,100
第 7 回株式報酬型新株予約権	341	34,100
第 13 回通常型新株予約権	1,224	122,400
第 14 回通常型新株予約権	350	35,000
第 15 回通常型新株予約権	1,190	119,000
第 16 回通常型新株予約権	730	73,000
第 17 回通常型新株予約権	910	91,000
第 18 回通常型新株予約権	1,070	107,000
計	6,240	624,000

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、対象者株式(譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役(監査等委員で

ある取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式並びに本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び Taiyo Pacific Partners L.P. が投資権限及び議決権行使権限を有する対象者株式(本ファンドが所有する対象者株式)を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得するための本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025 年 11 月 12 日付で、Taiyo Pacific Partners L.P. との間で公開買付不応募契約を締結し、Taiyo Pacific Partners L.P. が投資権限及び議決権行使権限を有する対象者株式の全て(17,304,700 株、所有割合:35.69%)について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

スター精密株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

- ①普通株式
- ②本新株予約権

(3) 買付け等の期間

2025 年 11 月 13 日(木曜日)から 2025 年 12 月 25 日(木曜日)まで(30 営業日)

(4) 買付け等の価格

- 普通株式 1 株につき、金 2,210 円
- 第 1 回株式報酬型新株予約権 1 個につき金 1 円
- 第 2 回株式報酬型新株予約権 1 個につき金 1 円
- 第 3 回株式報酬型新株予約権 1 個につき金 1 円
- 第 4 回株式報酬型新株予約権 1 個につき金 1 円
- 第 5 回株式報酬型新株予約権 1 個につき金 1 円
- 第 6 回株式報酬型新株予約権 1 個につき金 1 円
- 第 7 回株式報酬型新株予約権 1 個につき金 1 円
- 第 13 回通常型新株予約権 1 個につき金 46,500 円
- 第 14 回通常型新株予約権 1 個につき金 109,900 円
- 第 15 回通常型新株予約権 1 個につき金 54,700 円
- 第 16 回通常型新株予約権 1 個につき金 73,800 円
- 第 17 回通常型新株予約権 1 個につき金 43,000 円
- 第 18 回通常型新株予約権 1 個につき金 1 円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	31,183,272 (株)	14,800,700 (株)	— (株)
合計	31,183,272 (株)	14,800,700 (株)	— (株)

(6) 決済の開始日

2026 年 1 月 6 日（火曜日）

（7）公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社（復代理人）

東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2025 年 11 月 13 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。公開買付届出書は、EDINET (<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>) にて縦覧に供されます。

以 上

【勧誘規制】

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

- ・ 本プレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)又は第 14 条(d)及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる場合があります。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求権を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国外の法人及びその役員に対して、米国の証券関連法の違反を根拠として米国外の裁判所において法的手続きを開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人及び当該法人の関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。
- ・ 公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5(b)の要件に従い、対象者株式又は関連する有価証券を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、もしくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者又はその関連者の英文ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）により米国においても英文で開示が行われます。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容等と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容等が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

- ・ 一部の国や地域では、本プレスリリースの発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本プレスリリースを受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。